

伊豆の国市スポーツ協会表彰・慶弔規定

本会に関係する表彰及び慶弔規定は当分の間次の通りとする。

1. 表 彰

伊豆の国市スポーツ協会会則第4条に基づいて、本会の役員又は体育関係者で体育の進展向上に貢献し、その功績が顕著である者に対して理事会の承認を得て顕彰する。

(1) 特別功労賞

本会の役員を多年勤続し本会の進展に貢献し、その功績が顕著である者が職を辞したとき、表彰状ならびに記念品を贈る。(10,000円程度)

(2) 功労賞

本会の役員を多年勤め体育の振興に寄与し、その功績が顕著な者に対しては表彰状ならびに記念品を贈る。(5,000円程度)

(3) 一般功績賞

指導者として体育関係の事業に尽力され、その功績が顕著である者がその職を辞したとき、その者に対して感謝状又は表彰状を贈ることができる。

ただし、この場合の指導者とは、体育団体の役員及びコーチ、スタッフ等の者をいう。

(4) 優秀選手又はチーム表彰

ア. オリンピック又は世界大会ならびにアジア大会等に出場して入賞され郷土の名声を高め、郷土のスポーツの振興に役立った者に対しては、その功績をたたえ表彰状ならびに記念品を贈る。(10,000円程度)

イ. 地域代表として国体又は全国大会に出場し3位までに入賞し郷土のスポーツ振興に寄与した者にはその功績をたたえ表彰状ならびに記念品を贈る。(5,000円程度)

ウ. 全県的大会に出場し優勝した場合はその功績をたたえ表彰状ならびに記念品を贈る。(3,000円程度)

エ. 地域大会を経て全国大会に出場した場合はその功績をたたえ表彰状ならびに記念品を贈る。(2,000円程度)

(5) その他

スポーツの発展育成等に努力し、その功績が顕著である個人又はグループに対して必要ある場合は表彰状又は感謝状を贈ることができる。

申請の方法

上記に該当するものがあるときは、指定する期日までに役員の推薦により、伊豆の国市スポーツ協会表彰推薦書に次の事項を記載し、大会要項等の資料を添えて本会長に提出する。

(1) 氏名、住所、生年月日

- (2) 所属団体名及び所属機関
- (3) 業績等
- (4) 推薦理由
- (5) その他、特記すべき事項

選考ならびに決定

推薦されたものについては、常任委員会にて選考し理事会で決定する。

表彰時期

総会時に実施する。

該 当 要 件

1. 表彰(1)特別功労賞及び(2)功労賞の「多年」とは、概ね継続して25年以上をいう。
なお、該当者は学年令で60歳以上とし、旧町の勤続年数も含まれる。

2. 弔 事

本会の振興に尽力された者が死亡された場合は、会長の承認を得て弔意を表す。但し早急処理する場合は事後承認することもできる。

(1) 特別功労者

本会のため多年貢献し特別功労者として表彰された方が死去された場合は香料又は供物を贈る。(10,000円程度)

(2) 一般役員

本会の役員が現職中死亡されたときは香料又は供物を贈る。(5,000円程度)

(3) 体育関係者

体育の進展に貢献しその功績が顕著であった者が死亡したときは、香料又は供物を贈ることができる。(3,000円程度)

3. 見 舞

本会の役員が会の執行中負傷又は病気になった場合は、正副会長で協議し、見舞金を決定し見舞をすることができる。

(1) 役員 of 傷病

役員が負傷又は病気で倒れたときは、その発生状況とその程度に応じて見舞額を決定し見舞金を贈る。

4. その他

その他必要が生じた場合は、正副会長で協議し実施する。

附 則

この規定は平成17年度から適用する。

附 則

この規定は平成21年度から適用する。

附 則

この規定は平成24年度から適用する。

附 則

この規定は平成30年度から適用する。

附 則

この規定は令和元年度から適用する。

附 則

この規定は令和6年度から適用する。